

飯舘村方部別住民懇談会 福島市 質疑応答議事録

日時：平成 29 年 4 月 20 日（木）18:30～20:10

場所：青少年会館

<質疑応答>

◆A氏

- ・片づけごみの回収について、昨年申請をしたが回収に来なかった。今年度も申請の連絡がきたが、もう一度申請しなければならないのか、環境省から別途回収の連絡が来るのか。
- ・村へ戻る人への支援は十分にあると感じたが、戻らない人へのフォローが足りない。引っ越し費用補助は、戻らない人も費用は掛かるのに出ないのは如何なものか。
- ・昨年まで村長は一人一人に寄り添うと言ってきたが、今年に入って一人一人に寄り添うことは難しいとなった。その真意を説明して欲しい。

○環境省

- ・昨年回収できなかったとのことで申し訳ない。記録は残っているはずなので大丈夫とは思いますが、間違いがないよう終了後にお話を伺わせていただきたい。

●菅野村長

- ・戻れない方には、家を建てて引っ越した方もいれば、仮設やアパートで迷っている人もいる。29年度は無料でそのまま入っていただけだが、30年度については国がまだ何とも言うてくれない。1年で自分の進路を決めろというのも難しいので、最低限もう1年は延長できるように国へ要請して段取りを付けたい。
- ・引っ越し費用の20万円補助には、15名ほどの方から手が挙がっているが、村に戻る人に限定している。様々議論はあったが、村に戻らない人には自力でやっていただきたい。農業や商業も大変な中で、戻れない人の分まで故郷の復興をさせようという方に支援をさせていただいている。
- ・避難している人には、金銭的な直接の支援はないが、情報提供や健康管理、相談体制、また子供たちへの行事参加支援などを行っていく。昨年、沖縄に行った子供たちには避難先の子供も対象にしている。6/3にあづま球場で花火大会があるが、一人6000円のところを子供は無料にしていく。できる限り戻れない人へも支援していきたい。
- ・一人一人に寄り添うという話、震災当時三宅島の村長からギリギリ戻って帰村が6割に満たないという話を聞いて、戻る人だけでは成り立たないので、戻らない人へも寄り添うことが大事と言ってきた。しかし、復興計画も最初は「一人一人に寄り添う」、5回目は「ネットワークの村づくり」と、段々と状況は変化してきた。同じように苦労して避難している村民だと思っているので、できるだけ支援はしていきたい。ご理解いただきたい。

◆B氏

- ・住民票について、二地域居住を選んだ人は、どれくらいの割合で村に戻るのが住民と認められ、それにより住民票を移さなくてよいのか。基準を知りたい。
- ・風評被害について、自分は出荷の際に 20Bq 以下という基準を作った。非破壊式検査機器の設定の仕方について教えて欲しい。精度が良くないと安心できないので、基準を聞きたい。
- ・また、流通実態の調査や販路開拓支援などについて、具体的な取り組みがあれば教えて欲しい。自分としては、自分たちで測ったものは信頼してもらえないので、相手方に測ってもらって県外産と変わりがないことを確かめ、納得してもらって、食の遺産の継承をしている。

●菅野村長

- ・住民票については、飯舘村に住民票を残しても、ありとあらゆるところでサービスが受けられる特例がある。避難する時に自分が総務省と掛け合っ、各避難先自治体に 1 人当たり 4.2 万円お金を入れてもらっている。それが無くなれば、飯舘から住民票を持ってきてという話になるのではないかと思うが、それまでは大丈夫。
- ・村が独自に出している引っ越し費用補助は、住民票の特例とは別に、家族の中で一人でも村に戻って半分以上村に住んでいる人に出している。

●中川復興対策課長

- ・放射線検査機器の設定基準について、村では破壊式と非破壊式の 2 種類を導入しており、非破壊式は昨年 11 月に導入した。測定時間は 10 分程度で、厚労省の基準では 100Bq のところ、機械の精度も勘案して、村では 50Bq を基準にして、○×が出るようにしている。実際の数値もプリントできるようになっている。
- ・さらに心配があれば、切り刻んで破壊式の検査機器で検査をしてもらい、それでも不安があれば、国や県の検査機関にあるゲルマニウム半導体式の検査機器を使っていたきたい。
- ・出荷の際の証明については、村の検査機器ではできないので、県や国の研究機関で検査をしていただいている。

○東北農政局

- ・流通実態調査については、これまで福島県の農林水産物の PR をしていたところ、まだ県全体で風評被害の問題が生じているということで、今年度は予算額を増やして、生産から販売まで流通の実態の全体像を明らかにする調査を行うもの。4-6 月に県と農水省で調査項目を策定して、7-12 月でアンケート調査を実施する。来年 1-3 月に結果を分析することとしている。
- ・販路拡大については、まず営農再開支援事業による支援に加えて、村の営農ビジョンの実現に向けた支援を行う。さらに、農水省・県・官民合同 T で戸別訪問を行っており、ご意向を伺って、官民合同 T のコンサルチームが販路開拓の支援も行っている。

◆C氏

- ・電気料金について、東北電力で3年くらいタダにしてもらえるとありがたい。
- ・道路の法面がイノシシ等に崩されて、側溝に土が詰まっている。撤去は部落に任せているが、本来は道路管理者の県が対応すべき。

●菅野村長

- ・電気代は、まもなく東北電力から1枚の紙が届くはず。4月から戻っているか、4月以降に戻る予定はあるか、チェックを付けることになる。4月から戻る人は5月から電気料金がかかり、戻らない人も家があれば10月からは料金がかかる。
- ・大変だからまけてくれないか、という気持ちは分かるが、事故の原因者は東京電力であって、東北電力はまけてくれない。これまで特別に無料となっていたので、ご理解いただければ。

●村・中川復興対策課長

- ・側溝の水が流れないという話は、県に要望したのだがなかなか動いてくれないので、区長等と相談して、地域で農地・水事業で対応してきた。本来管理者の県がやってくれれば良いが、すぐにはとはいかないが、県へ要望しながら処理したい。

◆C氏

- ・県でやらなければいけないことを部落に押し付けてはいけない。県でやってもらわないと困る。

◎福島県

- ・ご指摘の点、どの場所でどのような問題となっているのか、村の担当と相談して、担当部局につなぎ、県でできることを検討させていただきたい。

◆D氏

- ・農地で除染が手付かずのところがある。どうなっているのか。
- ・河川の堆積土砂について、新田川はやっているとのことだが、飯樋川の堆積土砂除去は手付かず。災害の影響のところだけ改修はしているが、今後やる予定はあるのか。

○環境省

- ・農地は表土剥ぎ取りまでは全て終わっており、一部で地力回復を行っているところはある。ご指摘が農業用の水路のことであれば、これまでは水が流れているところは除染の対象外であったが、一時的に水をせき止めることができれば、除染を行えるように検討している。

◆D氏

- ・まだ農地で除染をやっていないところがある。基盤整備は済んでいるので、田んぼで登録されている。仮に雑種地でも除染は必要。用水だけでなく排水路も含めて対応してもらいた

い。きちんと確かめてから除染完了と言ってほしい。

○環境省

- ・後ほどご指摘の場所を確認させていただきたい。

●高橋建設課長

- ・普通河川の土砂について、県と撤去に向けた協議を行って、28年度は27年度の災害被害が大きかった新田川を対象に先行して土砂を浚渫している。ご指摘の飯樋川では、災害復旧の中で一部土砂を浚渫したが、まだ土砂が残っているところもある。今年、村で河川の草刈りや流木の撤去などを行う。土砂に関しては県でも予算を確保して少しずつ浚渫を進めていると聞いている。村としても除草を根まで行い、出来る範囲で県と協議して進めたい。
- ・農業用水路については、村で交付金をいただいて8カ所取り組んでいるが、まだ災害の現地調査も全部は終わっていない。帰還して現場でお気づきの点があれば、村に要望いただいて相談させていただきたい。

◆E氏

- ・原子力被災12市町村農業者支援事業について、自分も活用させていただきありがたいが、トラクターを申し込もうとしたら、何ha以上などの要件が厳しく申請できなかったとの話を聞く。保全管理だけでは対象にならないといった話もあるが、要件を緩和できないか。
- ・新規就農者への支援事業があるが、3親等以内は対象外となっているが、後継者不足は深刻なので、緩和してもらいたい。

●中川復興対策課長

- ・トラクターの購入に関して、国・県の補助の対象はあくまでも販売に向けて営農をする人となっている。保全管理は対象とならない。国・県には要件緩和の要望をしているが、なかなか難しい。これから帰村する中で、保全管理の機械導入についても前と同等の馬力までなら対象にできるか、要望を続けていく。
- ・新規就農者の件、村としても新規就農者の後継者育成は非常に重要と認識しており、家族への承継に関する制限についても県と協議させていただきたい。

◆F氏

- ・時々帰宅するが、携帯電話が通じないので不便。帰還状況を見ながら整備を働きかけるとのことだが、携帯が通じるから戻るといふ人もいるはず。通信網の整備は宜しく願いたい。
- ・自分の地区は一番はじめに除染が始まって、農地にフレコンがずっと置きっぱなしだが、運び出しの進行状況を教えて欲しい。

●門馬副村長

- ・携帯については、村内で不通のところは、震災前からずっと計画的に整備を進めてきていたが、事故後の避難で3年間止まっていた。その後計画を立て、村内で集団で不通の地区では、順次整備していく。今後も国にお願いして、携帯電話の不通地区があとどれくらいか、調査をしたいと思っており、来年いっぱい調査して、結果を踏まえて電話会社へ働きかけたい。国とも詰めながら計画的に解消に向け取り組みたい。

○環境省

- ・フレコンの撤去について、5カ年の見通しを作って、これに基づいて27年度5万立米、28年度15万立米、29年度30-50万立米と年々搬出量を増加させていく計画。県全体の実績は28年度に18万立米を搬出しており、29年度は50万立米を目指している。
- ・飯舘村では、28年度に5,000立米を搬出し、29年度は22,000立米を予定している。来年度以降はさらに増やしていく考え。
- ・中間貯蔵施設の用地確保が課題であり、大熊・双葉の1,600haのうち3月末までに23.5%の376haが契約済み。しっかり整備を進めて、フレコンの早期搬出に努めたい。

◆G氏

- ・野焼きについて、昨年6月に意見を受けて1年も調査も何もしていなかったのか。行政区長会でもだいたい意見が出た。いつから調査を行って、いつ答えがでるのか。
- ・16区（蕨平）でも除染していないところがある。自分の農地も除染していない。100%完了とはどういうことか。先月末に地力回復の連絡が来たが、まだ客土が終わっていないと言った。業者は客土はやらなくて良いという話になっていると言っていたが、どうなっているのか。調査して連絡をして欲しい。

○内閣府

- ・野焼きについては、対応が遅れていることをお詫びする。国・村で相談し、野焼きをして放射性物質が飛散するとの懸念があったので、今年度は雑草と土壌を採取してセシウム濃度を確認するとともに、実験室で燃やして、飛散や灰への移行、イネ・コマツナなど作物への移行も確認する。今年度モデルが構築出来たら、来年度は実地で燃やして検証することとしている。できるだけ早く結果を出して、野焼きができるかどうかの判断材料を提供したい。

○環境省

- ・除染が終わっていないのご指摘、どうしても除染が難しい箇所が一部あると聞いている。客土については、後ほど担当を行かせるので確認したい。

◆G氏

- ・放射性物質が入っているから野焼きできないということは、今年刈った草は国で回収してくれるということか。

●菅野村長

- ・野焼きをしたいとの話はずっと言われてきており、国にずっと要望している。1年経って、今朝実証の話聞き、実験室で大丈夫でもまだ翌年に実地で調査をするとなれば時間がかかり、それでは困るので、まとめてできないか、意見したところ。刈ったものは今のところ、残置してもらうしかなく、害虫が出てイノシシが出ることになるが、相手が放射能なので何ともできない。すみませんがご理解いただきたい。

(以上)